

介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付書、通知書を郵送します 問い合わせ…保険課高齢者保険料係（TEL：25-2116）

普通徴収

《納付書》

対象…納付書で納付する人

送付書類…通知書・納付書

納入方法…金融機関・コンビニエンスストア、Pay B、Pay P

ay・LINE Payでの納付

※毎週木曜日の窓口延長時は保険課窓口でも受け付け可能

納付は便利な口座振替で

納付書を使って納付している人は、ぜひ口座振替をご利用ください。

《口座振替》

対象…口座振替で納付する人

送付書類…通知書

納入方法…口座振替

《納付書、口座振替共通》

送付時期…7月中旬

納期限…7月～来年3月までの毎月末日（計9期）

※12月のみ25日、末日が土日祝日の場合は金融機関の翌営業日

※口座振替で納付する人には、来年1月中旬に口座振替済通知書を送付予定

特別徴収

対象…年金から天引きで納付する人

送付書類…通知書

納入方法…年金天引き

送付時期…7月下旬

※後期高齢者医療保険料については、申請により特別徴収から口座振替に変更できます。

保険料の計算（令和6年度）

$$\text{保険料額（年額）} = \frac{\text{均等割額}}{60,004\text{円}} + \left(\frac{\text{総所得金額等} - 43\text{万円（基礎控除額）}}{\text{所得割額}} \right) \times \text{所得割率 } 11.83\%$$

※保険料は、年額80万円が上限です。 ※保険料は、福岡県内などの地域でも同じ基準で計算されます。
※基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。
※令和5年中の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者の所得割率は、11.02%になります。

後期高齢者医療保険料の計算について

保険料は、世帯の状況と令和5年中の所得金額を基に計算を行い、決定しています。

※「世帯の状況」とは、4月1日時点の世帯（年度中に75歳になる人、県外から転入された人などはその時点の状況を基準にしています）。

8月から後期高齢者医療の被保険者証が切り替わります 問い合わせ…保険課高齢者保険料係（TEL：25-2116）

色は「水色」になります

新しい被保険者証は、7月下旬に特定記録で郵送します。7月末までに被保険者証が届かない場合は、保険課高齢者保険料係へお問い合わせください。保険料の滞納がある場合は、通常より有効期限が短い被保険者証を窓口でお渡しすることがあります。

《自己負担割合をご確認ください》

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は1割、2割または3割となります。前年の所得や世帯構成などをもとに8月からの自己負担割合を判定します。自己負担割合が3割の人でも次の①または②に該当する場合は、申請すれば1割または2割の自己負担割合となります。

- ① 同じ世帯の被保険者が2人以上
同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
- ② 同じ世帯の被保険者が本人のみ
(ア) 本人の収入が383万円未満
(イ) 本人と同じ世帯の70歳～74歳までの人の収入の合計が520万円未満

《限度額適用（標準負担額減額）認定証が更新されます》

現在の限度額適用（標準負担額減額）認定証の有効期限は令和

6年7月31日です。すでにお持ちの人で、令和6年度も認定証を発行できる人には、8月1日からの新しい認定証を被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。

限度額適用・標準負担額減額認定証とは

認定証を医療機関へ提示することで、入院・外来の医療費の自己負担限度額や、入院時の食事・居住費の負担が軽減されます。

対象…市民税が非課税の世帯に属する人

申請に必要なもの…被保険者証

※非課税証明書など収入額を証明するものや、入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。

限度額適用認定証とは

認定証を医療機関へ提示することにより、入院・外来の医療費の自己負担が限度額までとなるものです。

対象…負担割合が3割の被保険者の中で、所得が一定額未満の人
申請に必要なもの…被保険者証

8月1日からの介護保険の『負担限度額認定』の更新について

問い合わせ…健康長寿課介護サービス係 (TEL: 25-2390)

現在、認定証(うすみどり色)を持っている人は、有効期限が7月31日のため、更新の手続きが必要です。

『負担限度額認定』とは

介護保険施設入所者が認定証を提示することで、居住費と食費の負担が一定の金額となります。

対象：市の介護保険認定を受けていて、介護保険施設に入所中で、次の条件に当てはまる人

①今年度市民税非課税世帯の人(世帯が別の配偶者も市民税非課税)で、預貯金などの資産が基準額以下の人

※配偶者については、世帯が別でも判定の対象となります。

※基準額についてはホームページをご確認ください。

②生活保護を受給している人

申請の手続き…認定証の発効日は、申請した月の1日からとなりますので、施設に入所中の人は、8月中旬に更新の手続きをしてください。申請が遅れた場合、さかのぼって認定することはできません。

申請に必要なもの…▽介護保険被保険者証 ▽本人および配偶者の預貯金などが確認できるもの(預金通帳の写しなど)

※本人および配偶者名義のものは全てご提出ください。

※新規の交付申請については、随時受け付けています。

令和6年度分 国民健康保険の『限度額適用(標準負担額減額)認定証』の交付がはじまります

問い合わせ…保険課保険年金係 (TEL: 25-2113)

申請について

申請期間…8月1日以降、随時

※認定証の発効日は申請した月の1日からです。継続して入院中の場合は、8月中旬に交付申請をしてください。

※申請が遅れた場合、さかのぼって認定することはできません。

申請方法…市役所窓口にて申請、またはオンライン申請(左記二次元コードから)

※オンライン資格確認システムを導入している医療機関を受診する場合は、認定証の事前申請は不要です。

(長期認定申請を除く)

申請に必要なもの…国民健康保険証、手続きに来る人の本人確認書類

※長期認定申請の場合は、過去12カ月間の入院日数が91日以上であることとの証明(領収書、入院証明等)が必要。

限度額適用(標準負担額減額)認定証とは

医療機関に提示することで、医療費の支払い額を自己負担限度額までにとどめることができます。非課税世帯に属する人は、入院時の食事代を減額することができます。

《長期認定》

認定証申請前の12カ月間の入院日数が91日以上である場合、申請によりさらに食事代が減額されます。

国民年金保険料を納めるのが困難なときは免除申請を

問い合わせ…保険課保険年金係 (TEL: 25-2113)

年金保険料を納め忘れている状態で、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害年金や遺族年金を受けられない場合があります。納めるのが困難な場合は、免除申請しましょう。

《免除》

所得に応じて「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があります。

対象…「申請者本人」「申請者の配偶者」「世帯主」の申請年度の前年所得がいずれも一定額以下の人や失業などの理由がある人

《納付猶予》

50歳未満の人に限り利用でき、その期間の納付が猶予されます。

対象…「申請者本人」「申請者の配偶者」の申請年度の前年所得がいずれも一定額以下の人や失業等の理由がある人

《学生納付特例》

学生に限り利用でき、その期間の納付が猶予されます。

対象…学生で申請年度の前年所得が128万円以下の人や失業等の理由がある人

免除対象期間(共通)

過去2年(申請月の2年1カ月前の月分)まで

申請に必要なもの

本人確認書類(運転免許証など)、マイナンバー確認書類
※失業した人は、離職票もしくは雇用保険受給資格者証が必要
※学生納付特例を申請する人は、学生証や在学証明書が必要です。

《追納制度》

免除期間の保険料は、後から納めること(追納)ができます。保険料の免除の承認を受けた期間がある場合は、将来受け取る年金額が少なくなります。追納すれば保険料納付済期間となり、将来の年金額に反映されます。追納は10年以内であれば納めることができます。